

691  
12.7.20  
三

小段鑛山ニ於ケル紛議情報

秋田縣

一、紛議地 秋田縣鹿角郡小段町小段鑛山

一、発生日 大正十二年五月廿二日

一、労働者数 男 三九四三 女 四四八 計 三三九一

一、参加人員 男 三〇〇 計 三〇〇

一、要求事項

1) 従来、特別手當ヲ本賃銀ニ組入レ尚三割増額ヲ付キト

2) 従来、依願解雇場合ニ一ヶ年勤續者、共賃銀九日分

用協解雇場合ハ八日五分、手當ヲ給セルニ今后何レノ

場合ニ一ヶ年勤續ニ三十日分、割合ニ半解雇者多クテ幾レノ

3) 終末勤續者共終末期ニ達セシテ退職シタル場合ハ支給セ

(M)